

感染症に関する特別条項（C）

（令和5年5月5日制定）

- 第1条** 感染症不担保特別条項および感染症リスクの取扱いに関する特別条項にかかわらず、当会社は、世界保健機関（WHO）が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）に該当すると宣言した感染症の感染またはその疑い（その宣言が解除された日以降に発生したものに限り、）に起因する損害を、保険証券記載の船舶運航障害保険特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。
- 第2条** 本特別条項が付帯されている契約においては、感染症リスクの取扱いに関する特別条項の規定を適用しません。
- 第3条** 船舶保険普通保険約款、この保険証券記載の特別約款または他の特別条項の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が他のすべての約款に優先して適用されます。